平成２５年（フ）第８６４号
東京都多摩市貝取４丁目１番地２
破産者　有限会社多摩通
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９３９号
東京都青梅市河辺町４丁目７番地の16
破産者　小野　　淳
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３６１号
相模原市中央区田名7361―20
破産者　有限会社黒沢電機
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３４号
石川県加賀市山中温泉菅谷町イ110番地１
破産者　株式会社山中プリンスホテル
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第４２１号
山梨県甲府市城東３丁目１番20号
破産者　株式会社ジョワイエ・ニワ
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９２０号
広島県東広島市高屋高美が丘３丁目２番15号
破産者　株式会社ダイマル
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４号
山形県鶴岡市三和町10番７号
破産者　株式会社シーケィビー
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第１００号
福島県郡山市鶴見坦２丁目15番１号
破産者　株式会社エクセルジャパン
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１７５１号
横浜市中区山下町201番地
破産者　プロ店舗株式会社
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８１２号
横浜市港北区新吉田東５丁目70番51号
破産者　有限会社エム
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８７１号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1750番地
破産者　有限会社村松鉄筋工業
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８９８号
横浜市磯子区杉田８―46―４、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区上野３丁目３番６号
破産者　首都圏地所株式会社
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６２号
鳥取県鳥取市湖山町東４丁目93番地
破産者　有限会社日海工業
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４号
福岡県飯塚市伊岐須503番地５
破産者　有限会社サンエマミィ
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１２５８号
埼玉県戸田市笹目６丁目12番地の13　メゾンドルブラン203号室、前住所埼玉県戸田市笹目北町13番地の11　ダイアパレス北戸田ファインアベニュー101号室
破産者　長岡　　徹
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４０９号
北九州市若松区二島１丁目１番22号
破産者　田代　久保
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１４号
佐賀県杵島郡白石町大字福吉1156番地３
破産者　白濱　悦子
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１５号
佐賀県武雄市橘町大字片白9517番地６
破産者　白濱　隆博
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１６４号
鹿児島県鹿児島市平之町５―18　プレファランス平之町202号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市城山町２番11号　ドルチェヴィータＣ号
破産者　平野　英治
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
山形県村山市楯岡北町２丁目４番１―407号定住促進楯岡北町団地１号、前住所山形県村山市河島山３番地16
破産者　有川　光吉
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部